

## 長野県の最低賃金、821 円へ

8 月 6 日、長野県の最低賃金の改定を検討していた長野地方最低賃金審議会が、最低賃金を 26 円引き上げ、821 円とするよう長野労働局へ答申しました。

中央の審議会が示していた目安のとおりとなったわけですが、上げ幅は過去最大、2 桁の上昇は 6 年連続、この 6 年間で 121 円の引き上げとなるということです。

これから異議申し立てを受け付け、問題がなければ 10 月 1 日から適用される見通しです。

いよいよ 800 円を超え、しかも一気に 821 円という大きな上がり幅となりました。事業所によっては、800 円や 810 円といった時給のところもあるかと思えます。このペースで最低賃金が上がっていくと、経営的に厳しい事業所も出てくるかもしれません。

人手不足の昨今、パート・アルバイトの時給は（社会全体で）かなり上昇しています。これまでのように、ただらと長時間働かせて、残業もさせて、という状況は変えていかなければなりません。

考えるべきことは、「業務の効率化」と「ムダの排除」です。そのためにはまずしっかりと現状を分析し、職場全体で知恵と意見を出し合って、注力すべき部分、省ける部分を洗い出していくことが大切です。

## 「働き方改革関連法」への対応は？ ②

今回は「働き方改革関連法」のポイント 2 点目、「罰則付きの時間外労働の上限規制」について見ていきたいと思えます。

数年前から過労死や過労自殺が社会問題となり、この労働時間規制についても急ピッチで議論がされてきました。中でも課題とされたのが、36 協定で「特別条項」を盛り込んでおけば、実質的に際限なく残業をさせられるという問題でした。

結果としては、法律上、以下ようになります。

○残業の上限は、原則として月 45 時間、年 360 時間とする。（労基法に明記）

○36 協定で「特別条項」を結んだ場合でも、

- ・年 720 時間（月平均 60 時間）以内
- ・2～6 ヶ月それぞれの平均で、いずれにおいても休日労働を含んで 80 時間以内
- ・単月では、休日労働を含んで 100 時間未満

※施行は大企業が 2019 年 4 月、中小は 2020 年 4 月

福祉の職場で特別条項を結んでいるところはほとんどないと思いますので、現実的には月 45 時間、年 360 時間というのが上限になると考えてください。

これは現在でも国が示している上限と同じ数字です。（36 協定にはこの上限を記載している事業所が大多数と思えます。ご確認ください）しかし実際のところ、月の残業が 60 時間となっていたり、恒常的に 30 時間を超えている（＝年 360 時間を超える）ケースを見かけることもあります。

法改正により、これからはこの上限を徹底し、違反に対しては罰則を与えるということです。

今回の改正をいきっかけとして、「残業して当たり前」から「残業がないのが当たり前」に転換していく必要があります。前項と重複しますが、やはり「現状把握と課題抽出」から取り組んでいくことが求められます。

次回へ続きます

## 社労士成年後見センター長野について

長野県内で成年後見に携わろうとする社労士が集まり、平成 27 年に「一般社団法人社労士成年後見センター長野」を設立しました。

杉山も当初から一員として活動してまいりましたが、このたび、法人の理事長という大役を仰せつかることとなりました。

実際に後見人等の受任もしており、成年後見制度の周知活動も積極的に行いたいと考えています。ご相談などありましたら、ぜひお気軽にお声掛けください。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)